

川崎市老人いこいの家夜間・休日等施設開放事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市老人いこいの家（以下「老人いこいの家」という。）を夜間・休日等に施設開放して市民の利用に供することにより、施設の有効活用を図る事業を実施する際の手続等、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、事業の運営については、川崎市老人いこいの家条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）等に委託することができる。

(施設開放の方法)

第3条 夜間・休日等の施設開放を行う老人いこいの家においては、指定管理者は、老人いこいの家夜間・休日等施設開放委員会（以下「施設開放委員会」という。）を組織し、事業の運営を行うものとする。なお、指定管理者以外に委託する場合は、この限りではない。

2 施設開放にあたっては、原則として、利用者は、自己責任の下に施設を利用しなければならない。

(利用者の資格)

第4条 夜間・休日等に老人いこいの家を利用できる者は、10名以上で構成する市民活動を行う団体で、川崎市及び施設開放委員会が認める団体とする。ただし、この要綱において、「市民活動」とは、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない、地域に開かれた活動のことをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する活動を目的として施設を利用することはできない。

- (1) 趣味のサークル活動
- (2) 営利を目的とする活動
- (3) 政治・宗教活動に関する活動
- (4) その他社会通念に反する活動

(利用日及び利用時間)

第5条 施設の利用日及び利用時間は、施設を開所している日の夜間にあつては午後5時から午後9時までとし、休所している休日等（12月29日から1月3日までを除く。）にあつては午前9時から午後4時までとする。ただし、地域の実情により、川崎市及び施設開放委員会は、利用日及び利用時間内において変更することができるものとする。

(団体登録)

第6条 施設の利用を希望する団体は夜間・休日等施設利用登録申請書（第1号様式）を、利用しようとする施設の施設開放委員会、若しくは指定管理者以外の委託団体（以下、「委託団体」という。）に提出するものとし、施設開放委員会、若しくは委託団体は、夜間・

休日等施設利用登録承認（不承認）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（利用の申請及び許可）

第7条 前条の規定により登録された団体は、施設利用を希望するときは、夜間・休日等施設利用申請書（第3号様式）により、施設開放委員会、若しくは委託団体に申請をし、施設開放委員会、若しくは委託団体は、夜間・休日等施設利用承認（不承認）通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（利用の方法）

第8条 前条により承認された団体は、原則として、利用当日（休所日の利用にあつては利用前日）の午後4時30分までに、施設の鍵等を当該老人いこいの家で借り受けるものとする。なお、指定管理者以外に委託する場合は、この限りではない。

2 施設を利用した団体は、利用後に施錠及び機械警備のセットを行い、夜間・休日等施設利用責任者点検票（第5号様式）に基づいて点検を行うものとする。

3 施設を利用した団体は、利用日の翌施設開所時間内に夜間・休日等施設利用責任者点検票（第5号様式）を添えて鍵を返却するものとする。なお、指定管理者以外に委託する場合は、この限りではない。

（使用料）

第9条 使用料は、無料とする。

（利用者の遵守事項）

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）第4条第2項各号に掲げる活動を行わないこと。

（2）大きな音を出さないこと。

（3）利用した部屋及び備品等は、利用時間内に、原状に復帰すること。

（4）火気を使用しないこと。ただし、食事サービス等を実施する場合はこの限りではない。

（5）ボイラーを使用しないこと。

（6）酒類を持ち込まないこと。

（7）その他、川崎市及び施設開放委員会の指示した事項

（8）申請した利用目的以外の目的で利用しないこと。

（9）利用の権利を他に転じないこと。

2 川崎市及び施設開放委員会は、利用した団体が、前項の遵守事項を遵守しないときは、以後の利用を禁ずることができる。なお、指定管理者以外に委託した場合も同様とする。

（利用者の責任）

第11条 利用者は、施設の設備等を故意又は過失によって毀損又は滅失したときは、弁償の責を負うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。